

再犯防止推進事業検討に関する結果報告書

令和3年2月
調布市

目次

1	令和2年度検討の経過	3
2	調布市の現状	4
	(1) 統計からみる状況	4
	①認知件数.....	4
	②検挙件数.....	5
	③検挙者の内訳.....	6
	④再犯者率.....	7
	(2) ヒアリングからみる状況.....	8
	①再犯者の特徴や傾向	8
	②再犯者支援の状況	9
	③住民の理解.....	9
	④再犯者の社会復帰にあたり必要な支援.....	10
3	重点課題のまとめと関連事業の抽出結果.....	12
	(1) 就労・住居の確保等	13
	(2) 保健医療・福祉サービス.....	14
	(3) 修学支援	15
	(4) 民間協力者の活動促進と啓発活動	16
	(5) 連携の強化・ネットワークづくり	17

1 令和2年度検討の経過

令和2年度については、調布市再犯防止推進計画準備会において以下の通り検討を行いました。

第1回	12月15日	・委員紹介・事務局紹介 ・更生保護関連団体について ・再犯防止の現状等について（資料2）
第2回	1月14日	・調布市・調布警察署の犯罪に関する統計について ・ヒアリング結果
第3回	2月10日	・課題のまとめ ・必要な支援

委員構成

東京保護観察所立川支部
保護司会正副会長
更生保護女性会正副会長
民生・児童委員協議会正副会長
福祉総務課長
総合防災安全課長
産業労働支援センター担当課長
児童青少年課長
生活福祉課長
高齢者支援室長
障害福祉課長
健康推進課長
住宅課長
教育相談所長
社会福祉協議会地域福祉推進課長

2 調布市の現状

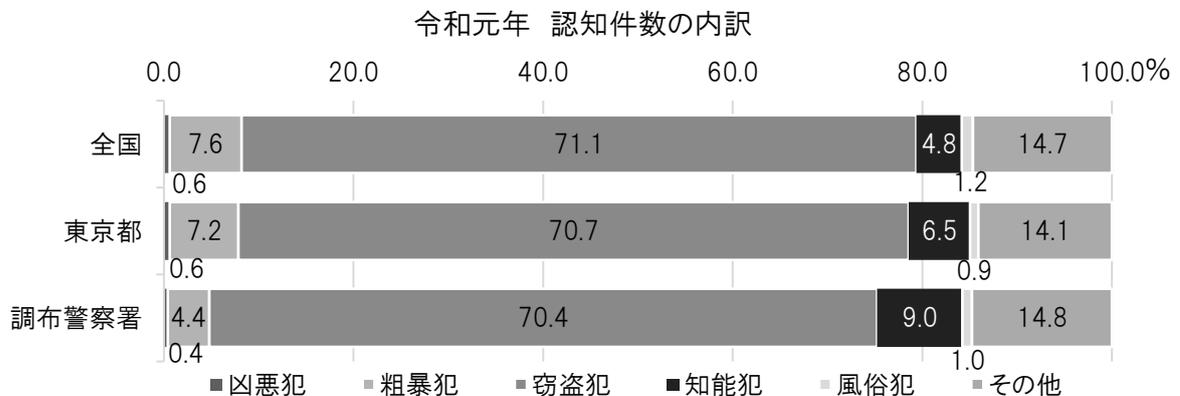
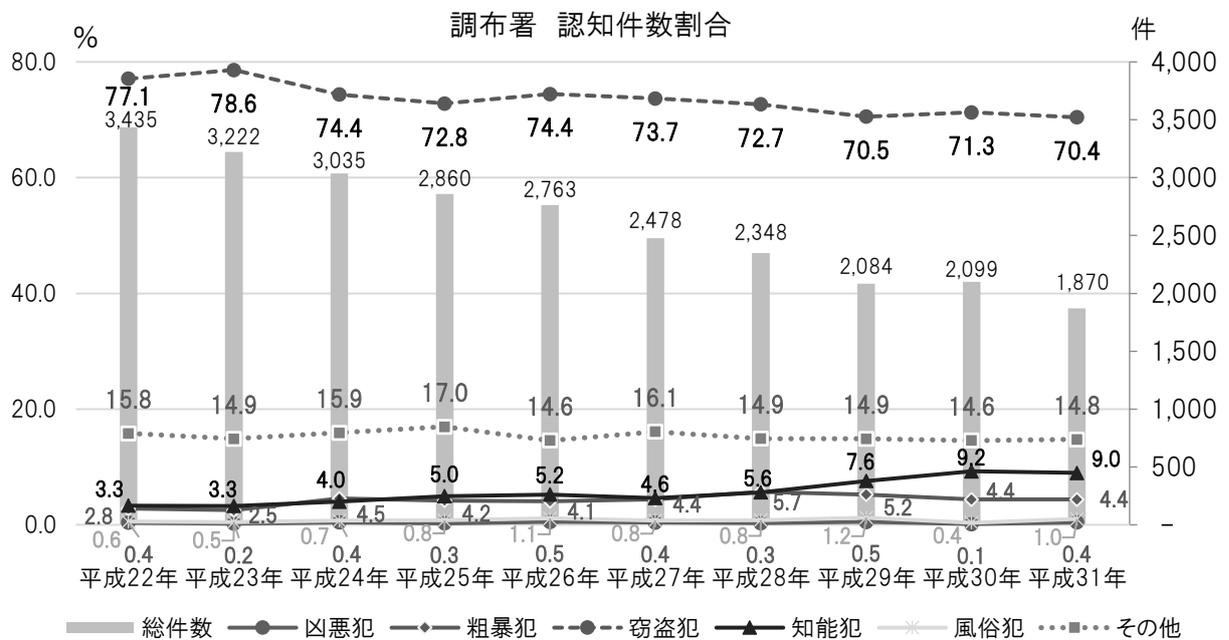
(1) 統計からみる状況

① 認知件数

○全国・東京都と同様に、【調布警察署】（調布市及び狛江市）の認知件数は過去10年間で減少している

○【調布警察署】の認知件数割合は、窃盗犯が減少傾向にある一方、知能犯（特殊詐欺含む）が増加傾向にある

○全国・東京都に比べ、知能犯の割合は高く、粗暴犯の割合は少ない



資料：刑事犯の罪種別認知・検挙状況（警察署別）

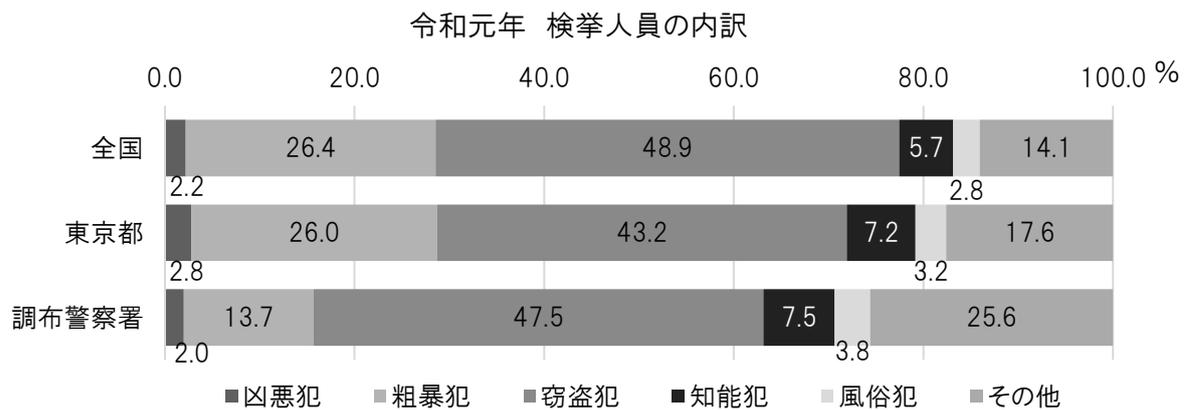
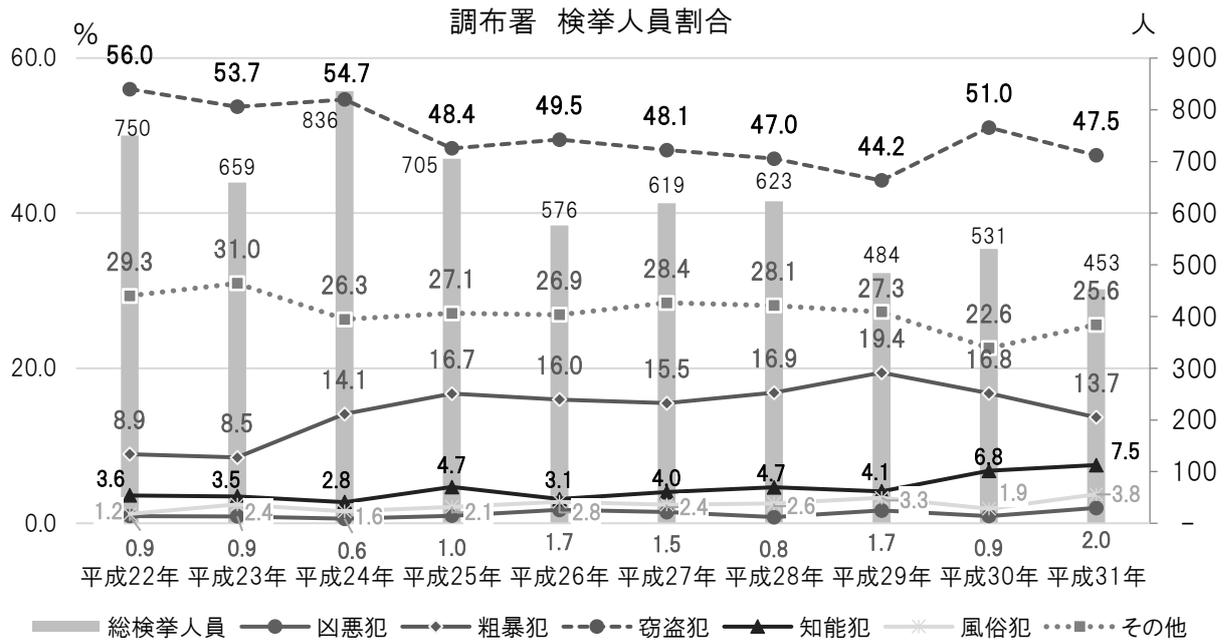
全国は警察白書 東京都・調布警察署は警視庁の統計

②検挙件数

○全国・東京都と同様に、【調布警察署】（調布市及び狛江市）の検挙人員は過去10年間で減少傾向

○全国・東京都に比べ、粗暴犯の割合が小さい

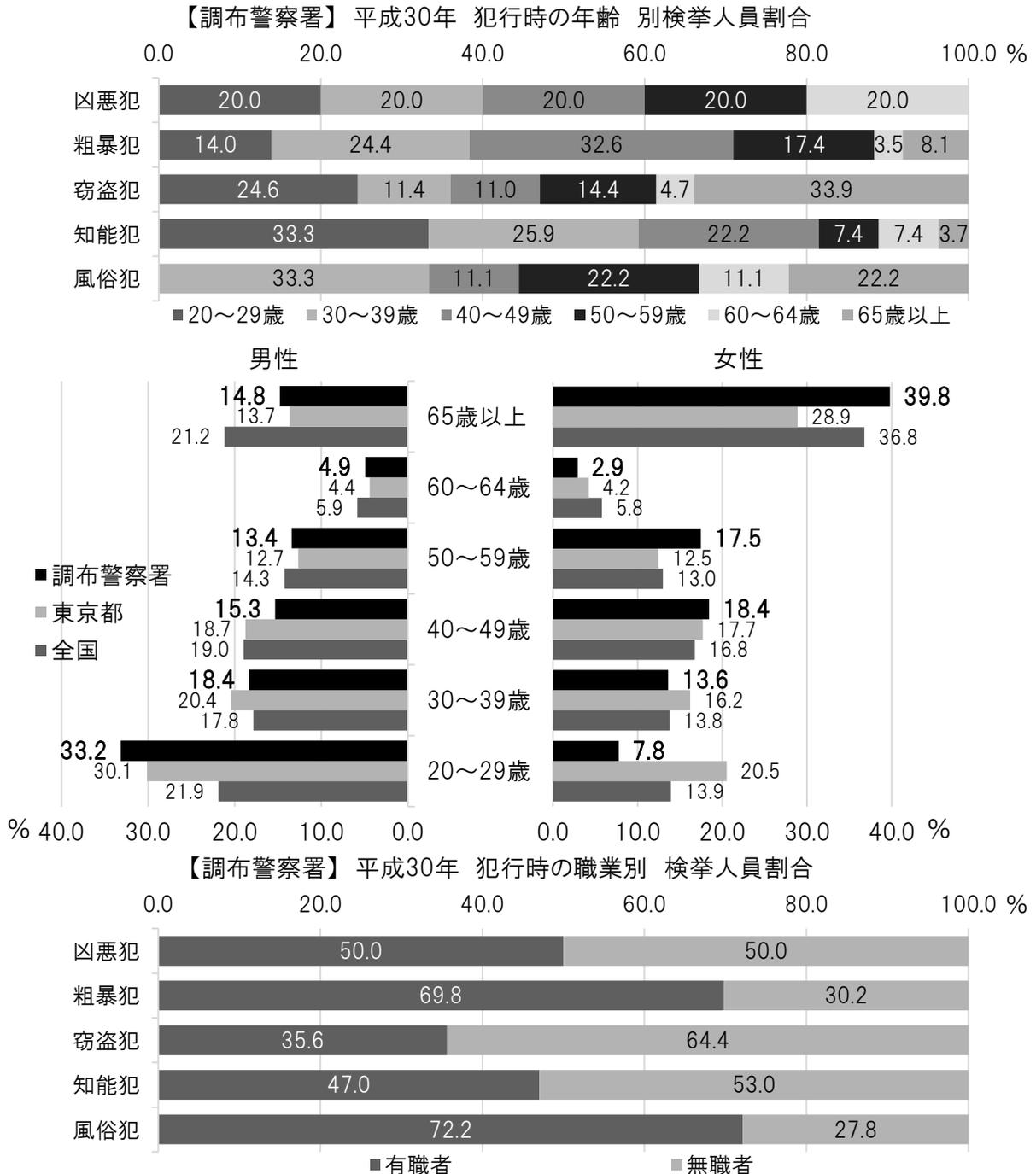
○全国・東京都に比べ、その他の割合が大きい



資料：刑法犯の罪種別認知・検挙状況（警察署別）
 全国は警察白書 東京都・調布警察署は警視庁の統計

③検挙者の内訳

- 【調布警察署】（調布市及び狛江市）の検挙人員割合を見ると、知能犯は39歳までの若者が多く、窃盗犯は65歳以上の高齢者が多い
- 男女年齢別に見ると、男性では20～29歳が全国・東京都と比べても特に多く、女性では65歳以上が全国と同様に多い
- 職業別に見ると、窃盗犯では無職者が多い



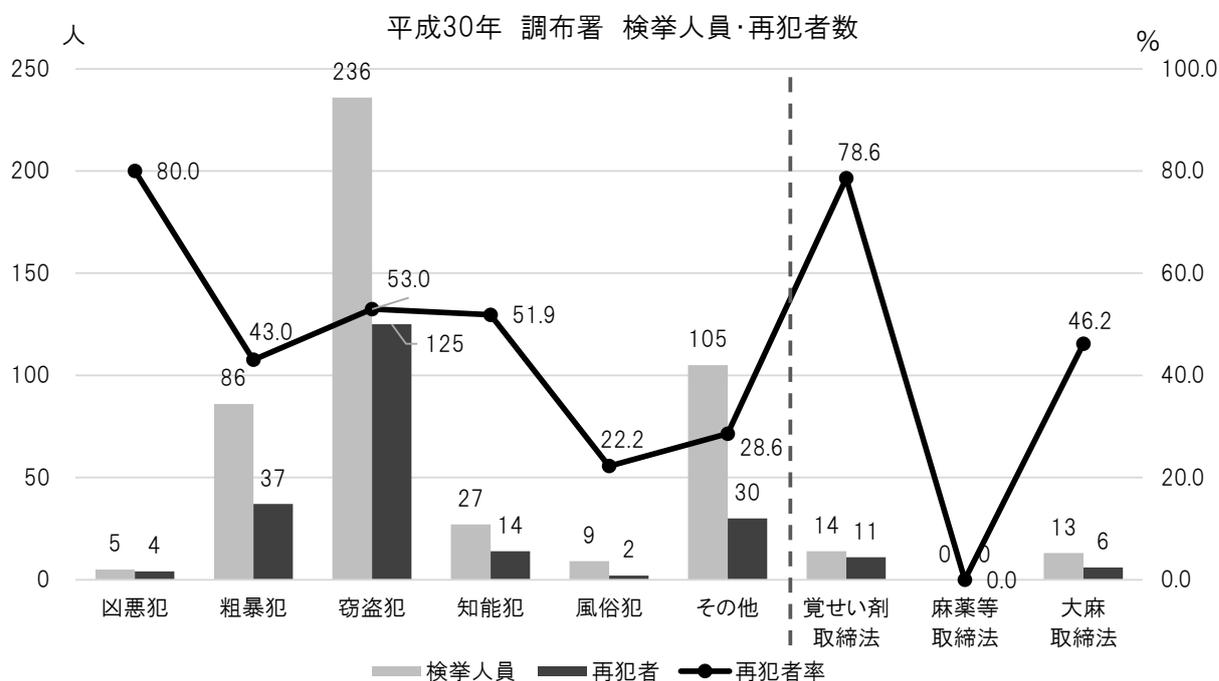
資料：矯正管区提供データ

④再犯者率（参考値）

○全国・東京都に比べ、再犯者率は低く、平成30年時点で45.3%

○再犯者率が5割以上は、凶悪犯、覚せい剤取締法、窃盗犯、知能犯
特に凶悪犯、覚せい剤取締法は、検挙人員は少ないものの再犯者率は約8割と高い

※令和2年度時点で入手できたデータが平成30年1か年分のみのため参考値
より詳細な分析は今後実施予定



資料：矯正管区提供データ

(2) ヒアリングからみる状況

再犯防止に係る関係団体・機関に対しヒアリングシートの配布・ヒアリングの実施を行いました。

■対象団体・機関

調布保護司会，更生保護女性会，民生委員・児童委員，協力雇用主会，社会福祉協議会，基幹相談支援センター，地域包括支援センター，青少年健全育成地区委員会，保護観察所

①再犯者の特徴や傾向

《薬物や窃盗の再犯が多い印象》

- ・薬物，窃盗が多い様に感じる。
- ・20才前後の少年から成人の間に至る男性が多い（凶悪犯に至る前に止めていない）。窃盗罪（万引き，空き巣，ひったくり，使用窃盗）がスタートとなることが多いのでは。
- ・薬物犯は，タバコ，大麻，覚せい剤など，少年の時に使用しており，成人になって逮捕されている。執行猶予なので再犯することが多い印象。
- ・非行少年の中には，親が若いケースが多い印象。

《高齢の再犯者について》

- ・少年の数は減っているが高年齢化が進み，中には認知症の問題も出てきている。
- ・高齢者の中には，引受人が引き受けてくれず，就職もしづらく生活に困り再犯に至ってしまうことも多い。どの程度の犯罪だと入所できるかを知っている。

《障害がある再犯者について》

- ・軽い障害で普段はわからない程度の人もある。
- ・そういったケースは，子どものころに親から放置されたまま成人し，障害が顕著になってしまい，成人してからは認定が厳しくて障害者手帳が取れないといった問題もある。

《多重の生きづらさを抱えている》

- ・生活環境調整が安定しない引受人や就職先が見つからない人は再犯の確率が高い。
- ・障害・高齢・貧困・病気等様々な原因はあるが，家族まで含めると多重な問題を抱えている。

《孤立，支援に結びつかない》

- ・特徴として孤立がある。誰にも相談ができない。自分は犯罪者だというレッテルがあり，人と話すことが難しい。孤立が一番問題だと思う。
- ・他者や公的機関に対する不信感が強く，そのため指導に従わないということもある。
- ・各種手続きについて分かっていないことが多く，支援サービスにつながらない。結果，困っていてもどうしたらよいかわからず自分で動けない。

②再犯者支援の状況

《再犯者支援に関わる団体の抱える課題》

- ・再犯の状況はわかっているがボランティア団体のため直接かかわることができない。外側から応援できる範囲でやっている。
- ・少年の場合、連絡が取れなくなることが比較的多い。
- ・支援する方にしても、複合的な課題を抱えている方に対しては支援がしづらい側面がある。
- ・会員の多くが高齢化し、活動に参加する人が固定化してきている。
- ・他団体と必要な連携はとっているが、お互いに守秘義務がありもどかしい部分がある。

《保護観察所の現状》

- ・薬物や仕事に関して保護観察所においてもプログラムがある。また、ダルクや多摩精神保健福祉センターなどにつながが、自分自身ではどうしたらよいかわからず動けないこともある。
- ・仕事も色々と紹介してもらえが、指導期間が終わってしまうと定着できない。
- ・相談先につながらないことや、孤立が多いことが課題

③住民の理解

《現状》

- ・犯罪をした者等は通常知られぬように生活するので、一部の関係（保護司、民生委員、福祉など）しか知らない。理解には至っていない。
- ・更生保護団体の住民に対する認知度は低い。
- ・地域住民に対し協力を依頼する機会はなかった
- ・犯罪をした者等の情報開示は難しいとは思いますが、周りにいらっしゃるか不明なため、どのように関わったら良いのかわからないのでは。

《期待したいこと》

- ・どんな人にも住民同士が語り合えること。協力体制を固めること。
- ・再犯者のみならず、すべての住民がつながりや気かけあえるような関係が必要。
- ・地域住民に関わることを期待するのであれば、研修などで現状を知る機会が必要かと思う。

《住民の理解を得られたケースの紹介》

- ・過去に、本人の許可を得て近所の人に挨拶だけでもしてほしいと依頼をしたことがある。本人は、挨拶をしてもらえただけでも親切にしてくれる人がいると喜んでいて。
- ・少年犯罪者で若い対象者に、別の市において幼稚園・保育園の子どもたちと触れ合うボランティアに参加してもらった。偏見の目がなく普通に会話ができ、ありがとうと言ってもらえたことで認められたという思いがあり、立ち直るきっかけができた。少年対象者の場合は特に地域では知られていることが多いため、他市での活動であれば参加がしやすいようだ。

④再犯者の社会復帰にあたり必要な支援

《住居支援》

- ・高齢者の住居の確保が課題。家族がいても引き受けてくれないケースもある。
- ・普通のアパートは借りられないので、何らかの仕組み・支援をしてもらえればと思う。

《働く場》

- ・50歳を過ぎると働く場がない。
- ・刑務所での職業訓練は少し世間一般より遅れているものも多く、仕事に結びつきにくい。
- ・障害を持っている人もいるので、働ける場の選択肢が複数必要。
- ・収入を得るための就労の機会が必要。
- ・再犯者や前科がある方の就労支援をしてくれる機関の活用。
- ・仕事を色々と紹介してもらって始めても、定着が難しい。

《修学支援》

- ・少年院を出る子は大抵中卒か高校中退のため就職にも直結し、生きづらさにつながっている。そのため、修学の支援も重要。
- ・少年院で高卒認定をやっているが、仕事を希望することが多いようだ。
- ・BBSの学習支援とも連携できるとよいのでは。

《薬物依存からの回復》

- ・薬物依存の治療、支援が必要。
- ・ダルク等と連携して、薬物依存に悩む方の支援を行う。

《協力雇用主》

- ・協力雇用主として受け入れる側としては、対象者の後ろ盾となる方々の存在をしっかりと確認でき、このようなことが確実に社会の貢献につながっているという実感をもてることが重要だと思う。雇用中に万が一のことがあった場合に公的機関のサポートや保障があるのかについて、受け入れ者に対し、より詳しく説明する機会があると良い。
- ・仕事を定着させる上では、協力雇用主がきちんと指導してくれるのが大事。日頃の生活指導は保護司がやってくれてる。

《保護司》

- ・更生保護を進めて行く上で重要となる、保護司の適任者確保が一番の課題。
- ・保護司会への支援、情報提供、下支えをお願いしたい。

《相談体制の充実と周知》

- ・保護観察が切れた後のケアができていない。ハローワークを通じて就職した人はハローワークを頼るようだ。
- ・保護司が関わる期間は短いので、それ以降の相談先の充実と周知が必要。
- ・支援を行っていて、若い人は携帯電話を駆使して何でも聞いてくれるが、年配の方はつながりが切れてしまいがち。
- ・犯罪をした者等の相談窓口も設けては。
- ・社会復帰にあたっての生活面を一緒に振りかえられる相談支援、必要なサポート機関へつなげられるフォローアップ体制の構築が必要。
- ・複合的な課題を抱えている人も多いので、一つの窓口で相談に対応してもらえるようになるとうい。

《地域で受け止める体制づくり》

- ・地域で受け止められる拠点の整備。
- ・インフォーマルな見守り支援があるとよい。
- ・災害が起きた際の避難行動要支援者など地域の中で支援する仕組みを作っている。そのように何か地域の中で知っておき支援することはできないだろうか。

《関係機関・団体の連携》

- ・再犯をさせぬような仕組みがない。支援を行う各々に守秘義務があり、協力体制が難しい。
- ・各種団体の協力体制。一人の再犯者に多くの人が関わり見守ること。各々の役割と繋がりを持つこと。
- ・守秘義務が厳しく、情報が1対1では入ってくるが、相談事が共有できない。場合によっては複数の支援が必要なこともあると思う。信頼のおける守秘義務を持っている人同士の支援体制がつくられるとうい。

《ネットワークづくり》

- ・準備委員会をきっかけに、横のつながり、これを中心にしっかりしてほしい。役所の中の横のつながりを強化してほしい。
- ・今後、対象者の高齢化が進んでいくと思われ、社会福祉との連携がより大切になっていくと思われる。
- ・策定に向けたネットワーク作りだけではなく、今後策定後の実施を評価するうえでもネットワークが必要。
- ・関係機関から出た問題解決のためには、策定だけではなくネットワークを維持していくことが大事。

3 重点課題のまとめと関連事業の抽出結果

調布市の現状を踏まえ、下記の通り重点課題をまとめました。

ヒアリングからみる状況	重点課題
<ul style="list-style-type: none"> ●働く場 ●協力雇用主 ●住居支援 	<p>就労・住居</p> <p>就労支援をしてくれる機関や紹介した後の定着支援が必要。また、普通のアパートは借りられないため、借りる仕組みや支援が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●薬物依存 ●相談体制の充実と周知 	<p>保健医療・福祉サービス</p> <p>複合的な課題を抱えている人への支援や、特に保護観察後の相談窓口の設置と周知が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●修学支援 	<p>修学支援</p> <p>低学歴が就職困難にも影響するため修学支援や学習支援が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●保護司 ●地域で受け止める体制づくり 	<p>民間協力者の活動促進と啓発活動</p> <p>保護司を中心とした民間協力者への支援が必要。また、地域への啓発が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関・団体の連携 ●ネットワークづくり 	<p>連携の強化・ネットワークづくり</p> <p>各種団体の連携や、市役所内部を含めた横のつながりづくり、ネットワークづくりが必要</p>

(1) 就労・住居の確保等

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境が安定しないと再犯の確率が高い ・就労支援をしてくれる機関や紹介した後の定着支援が必要 ・普通のアパートは借りられないため、借りる仕組みや支援が必要
----	---

現状の 施策	09-2 障害者の就労支援 10-1 生活困窮者自立支援事業 11-1 調布国領しごと情報広場の運営参画 11-1 若者の職業的自立、就労の支援 11-1 就労セミナー、就職面接会の実施 11-1 雇用・就労情報の積極的な提供 11-2 調布市勤労者互助会の活動支援 11-2 労働セミナー・街頭労働相談の実施	23-2 良好な居住環境の形成・支援 (住宅確保要配慮者に対する居住支援、居住支援協議会での検討) 23-2 市営住宅維持管理事務 23-2 高齢者住宅維持管理事務 23-2 都営住宅募集事務 23-3 空き家等対策の推進
-----------	--	--

今後必要 な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主の拡大や、サポートの充実 ・保護観察対象者や矯正施設出所者等への市営住宅の優先入居
	<p><委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市営住宅の優先入居」について、犯罪者だから優先というのは一般市民とのバランスが取れなくなるのでは。 ・「優先入居」という言葉が誤解を生む。「排除しない」という表現では。
	<p><他計画事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司会と「就労支援に関する協定」を締結し、保護観察対象者を市の会計年度任用職員として任用。また、競争入札参加資格審査において「協力雇用主」の評価項目を新設し加点評価を行う。(川崎市) ・協力雇用主確保の取組として、市内企業等への支援制度や相談窓口等の普及・啓発に努める。(横浜市) ・新たな協力雇用主の開拓のため、犯罪をした人等を積極的に雇用する企業の地域における社会的評価を向上させる。(宇部市) ・都営住宅への優先入居制度(抽選倍率の優遇や住宅困窮度の点数化)を活用し住居の確保を支援。また、不動産業者等に対して、住宅セーフティネット制度を周知。(中野区)

(2) 保健医療・福祉サービス

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯者の中には高齢者や障害を持つ人もいる ・薬物犯は再犯率が高い傾向にあり，医療的支援が必要 ・複合的な課題を抱えている人への福祉支援が必要 ・保護観察後の相談窓口の設置と周知が必要
----	---

現状の 施策	07-1 地域福祉コーディネーター事業の推進	10-1 生活困窮者自立支援事業（再掲）
	07-1 総合福祉センターの整備事業の実施	10-2 自立支援事業の充実
	08-1 福祉サービス利用援助事業	10-2 生活福祉相談体制の充実
	08-1 地域包括支援センターの充実	08-1 総合福祉センター相談福祉相談体制の充実
	08-1 認知症対策の充実	10-2 緊急援護資金の貸付
	09-1 障害者福祉相談員による窓口相談の実施	10-2 緊急自立援助費助成事業の実施
		10-2 中学校卒業後自立援助事業の実施
	10-2 生活保護法に基づく援護の実施	

今後必要な 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存症者等への支援 ・相談支援窓口の連携の強化
	<p><委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教誨師（刑務所において犯罪者に対して反省を促す役割）等の専門家が，個人の相談窓口になれるとよい。
	<p><他計画事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存症の回復に向け，保健師や精神保健福祉士による病院への同行や訪問診療の手配を行う。（千代田区） ・保護司会が，東京保護観察所及び関係機関・団体との連携協力により，薬物依存からの回復プログラムを実施。保護観察期間満了後も，地域において回復に向けた支援を続ける。（千代田区・豊島区） ・福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し，定期的な会議体を設けて庁内連携を推進することにより，包括的な支援を実施。（豊島区） ・地域の身近な福祉保健の拠点である地域ケアプラザにおいて，「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに，地域及び行政と連携し，地域の中での孤立を防ぎ，支援が必要な人を把握し支援につなげていく。（横浜市）

(3) 修学支援

課題

・低学歴が就職困難にも影響するため修学支援や学習支援が必要

現状の 施策	05-4 不登校児童・生徒への支援	06-1 健全育成推進地区委員会による地域健全育成活動の推進
	05-4 教育センターの運営	06-1 青少年問題協議会による非行防止活動の推進
	05-4 来所（心理）相談の実施	06-2 子ども・若者への支援
	05-4 電話相談の実施	
	06-1 青少年ステーション（CAPS）における中・高校生世代の健全育成	

今後必要
な施策

・学校等と連携した立ち直り支援

<委員意見>

・小中学校の不登校児童・生徒数が減っておらず、改善されていない。不登校の改善事例はあるか。

<他計画事例>

・区内在住の18歳未満の方とその家族に、子どもや家庭に関する総合相談を実施。また、「千代田っこホットライン」を設け、24時間365日電話での相談を受け付ける。（千代田区）

・子ども若者総合相談「アシスとしま」において、子どもと概ね39歳までの若者やその家族を対象に、日常生活習慣、進路、ひきこもり、非行、家庭内暴力など様々な悩みに対して、電話、メール、訪問等の方法で相談を受け付け、相談の内容によって専門機関と連携しながら一人ひとりに合わせた支援プログラムを実施。また、子ども若者支援ワーカーが地域に出向いて相談をうける。（豊島区）

・犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援について、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター（少年鑑別所）、少年センター（警視庁）、東京都若者総合相談センター（若ナビα）、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、地域の関係機関とも連携しながら状況に応じた適切な支援を行う。（中野区）

・非行や問題行動を起こした少年に対しては、協定に基づく「健全育成を推進するための連絡票」の運用や、県警察少年相談・保護センターでの相談を通し、立ち直り支援や非行を繰り返さない再発防止の教育を進める。（横浜市）

(4) 民間協力者の活動促進と啓発活動

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司を中心とした民間協力者への支援が必要 ・地域で受け止められるよう、市民への啓発が必要
現状の 施策	<p>02-1 防犯協会への支援</p> <p>02-2 北多摩地区保護観察協会への参画</p> <p>02-2 社会を明るくする運動の推進</p>
今後必要 な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司，更生保護女性会，BBS会等の一層の周知 ・社会を明るくする運動に加え，再犯防止に関する広報・啓発活動の一層の推進 <p><委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一層の周知」だけではなく、「支援」という言葉も加えて欲しい。 ・更生保護ボランティアへの支援について，保護司の適任者確保や更生保護女性会の会員募集が重要な課題。 <p><他計画事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の募集の呼び掛けに協力し，各種地域団体へ情報提供するなど，人材の確保を支援するとともに，すこやか福祉センターにおける保健福祉事業などを通じて，地域の核となる人材の発掘，地域の人材情報の把握に取り組む。また，保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種区政情報等の提供を行う。(中野区) ・保護司人材確保のため，市職員研修などの機会を捉えて更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける。(横浜市) ・地域で処遇活動及び地域活動を行う拠点である更生保護サポートセンターの開設を支援。(川崎市) ・保護司及び更生保護女性会の活動に従事し，功績のあった方について表彰を行う。(千代田区，川崎市) ・更生保護活動の促進に寄与することを目的として，補助金を交付。(千代田区，豊島区，川崎市)

(5) 連携の強化・ネットワークづくり

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に向けて取り組む各種団体の連携が必要 ・これからの再犯防止を実効性のあるものとするため、市役所内部を含めた横のつながりづくり、ネットワークづくりが必要
----	---

現状の 施策	<p>02-2 再犯防止の推進</p> <p>※調布市再犯防止推進計画準備会の設置</p>
-----------	---

今後必要 な施策	<p>計画策定後の、継続的な検討</p> <p><委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークがつくられても、相談のたらい回しが生じるようではいけない。 ・制度を知らずに支援を受けられないことがある。相談した部署ではできなくても、次の手続きを必ず教えて欲しい。 ・厳しい状況下で就職できた人は、相談のために平日に休むことは難しいと思われる。相談の受付時間が土日祝日では困る人もいるのでは。 <p><他計画事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画を着実に進めるため、豊島区生活安全協議会（区、区民、警察署等関係行政機関が一体 となって、犯罪の防止を図るための協議をすることによって、安全で明るい街づくりを推進することを目的として、平成 12 年に設置）において、取組の推進を図る。（豊島区） ・「横浜市更生支援ネットワーク会議」を設け、司法関係者と市内福祉関係者相互の情報や課題を共有するとともに、対話を通じて司法と福祉の顔の見える関係を構築。（横浜市） ・区、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、医療保健・福祉関係機関・団体、雇用関係機関、地域の民間団体で構成する「(仮称)再犯防止推進会議」を設置し、継続的に情報交換・情報共有を行う。また、全職員を対象とした再犯防止や更生保護の取組への理解を深めるための研修や各種相談に応じる職員を対象とした刑務所出所者等の社会復帰のための支援のあり方等についての研修を実施。（中野区）
-------------	--